

横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則（令和5年3月横浜市規則第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（適用除外とされる行政文書を管理する市の施設）</p> <p>第3条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第16条第2号の規定により市長が指定する施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 横浜市史資料室 (2) 横浜市市民情報センター (3) 横浜美術館 (4) 横浜こども科学館 (5) 横浜市歴史博物館 (6) 横浜都市発展記念館 (7) 横浜ユーラシア文化館 (8) 横浜開港資料館 (9) 横浜市立図書館 (10) 公立大学法人横浜市立大学医学情報センター (11) 公立大学法人横浜市立大学学術情報センター （個人情報取扱事務の届出）</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体の職員の職務の遂行に関する個人情報のうち、当該国又は他の地方公共団体の職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係るものを取り扱う事務</p>	<p>（適用除外とされる行政文書を管理する市の施設）</p> <p>第3条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第16条第2号の規定により市長が指定する施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 横浜市史資料室 (2) 横浜市市民情報センター (3) 横浜美術館 (4) 横浜こども科学館 (5) 横浜市歴史博物館 (6) 横浜都市発展記念館 (7) 横浜ユーラシア文化館 (8) 横浜開港資料館 (9) 横浜市立図書館 (10) 公立大学法人横浜市立大学医学情報センター (11) 公立大学法人横浜市立大学学術情報センター （個人情報取扱事務の届出）</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国又は他の地方公共団体の職員の職務の遂行に関する個人情報のうち、当該国又は他の地方公共団体の職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係るものを取り扱う事務</p>

(2) 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者に係る個人情報であって、専らその人事、給与又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を取り扱う事務（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルに係る事務を含む。）

2 条例第4条第1項第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該届出を行う課等の名称
- (2) 当該届出に係る事務の概要
- (3) 事務開始年月日
- (4) 実施機関以外のものへの事務の委託の有無
- (5) 関連する個人情報ファイル簿がある場合は、そのファイル番号（審議会への報告）

第5条 条例第5条第1項の規定による報告は、実施機関が個人情報の適正な取扱いを確保するために特に必要があると認める場合にあっては事前に、それ以外の場合にあっては事後に行うものとする。

(2) 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者に係る個人情報であって、専らその人事、給与又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を取り扱う事務（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルに係る事務を含む。）

(3) 統計法（平成19年法律第53号）第52条各号（第4号を除く。）に掲げる個人情報を取り扱う事務

(4) 前条各号に掲げる施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報を取り扱う事務

2 条例第4条第1項第9号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該届出を行う課等の名称
- (2) 当該届出に係る事務の概要
- (3) 事務開始年月日
- (4) 実施機関以外のものへの事務の委託の有無
- (5) 関連する個人情報ファイル簿がある場合は、そのファイル番号（審議会への報告）

第5条 条例第5条第1項の規定による報告は、実施機関が個人情報の適正な取扱いを確保するために特に必要があると認める場合にあっては事前に、それ以外の場合にあっては事後に行うものとする。

2 条例第5条第1項第1号の規則で定める人数は、100,000人とする。

3 条例第5条第1項第1号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 一の委託業務で取り扱う要配慮個人情報の本人の数が100人を超

えるもの

(2) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第43条第2号に規定する保有個人情報を取り扱うもの

（委託の報告の適用除外）

第5条の2 条例第5条第1項第1号の規定は、第4条第1項第3号及び第4号に掲げる個人情報を取り扱う事務に係る委託の報告については、適用しない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。